

次世代自動車・エネルギー産業部会 規約

(趣旨)

第1条 熊本県産業振興協議会規約（以下「協議会規約」という。）第4条第1項第2号により設置する次世代自動車・エネルギー産業部会については、協議会規約に定めるもののほか、この規約に定めるところによる。

(活動内容)

第2条 本部会は、協議会規約第2条の目的を達成するため、次世代自動車、再生可能エネルギー、水素エネルギー及び環境に関連する分野に関わる次の活動を行う。

- (1) 事業の企画・実施
- (2) 産学官、関係団体等との連携・交流
- (3) 普及啓発や情報の収集・発信
- (4) 商品及びサービス等の販路開拓に対する支援
- (5) 技術者の人材育成支援
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業の実施

(会員)

第3条 協議会規約第5条第1項に定める会員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員は、協議会規約第2条の目的に賛同する個人
- (2) 団体会員は、協議会規約第2条の目的に賛同する法人及び団体
- (3) 特別会員は、会長が必要と認める個人、法人及び団体

(会費)

第4条 協議会規約第7条に定める会費は、当分の間徴収しない。

(理事会)

第5条 協議会規約第10条に定める理事会は、部会長、副部会長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成するとともに、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 臨時総会の開催を会長に要請すること
- (3) その他、総会の議決を要しない部会の事業執行に関する事項

2 理事会は、次の各事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 部会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から審議したい事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

- 3 理事会は部会長が招集し、前項第2号の規定による請求があったときは、部会長は、その請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は部会長がこれにあたる。
- 5 理事会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席した者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため理事会に出席できない構成員は、予め通知された事項について書面又は電子メールをもって議決権を行使することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 7 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員)

第6条 協議会規約第12条第1項に定める本部会の副部会長、理事、監事の人数は次のとおりとする。

- (1) 副部会長 2名以内
- (2) 理事 15名以内
- (3) 監事 2名以内

(会計)

第7条 部会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 部会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第8条 この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年6月8日から施行する。
- 2 第7条第2項の規定に関わらず、部会が設立された年度の会計年度は、部会設立の日から始まるものとする。